

序章 大友氏遺跡保存管理計画の概要

1. 計画策定に至る経緯

大分市の中心部付近に所在する史跡大友氏遺跡は、平成10年に大規模な庭園跡が発見されたことで、その存在が明らかとなったものである。中世の豊後国を支配した大友氏の館に付随する庭園跡であることが確認され、その歴史的な重要性から保存が決定し、平成13年に国の史跡に指定された。指定当初の名称は「大友氏館跡」であったが、その後も発掘調査が行われて遺跡の広がり確認され、保護の範囲が旧万寿寺地区に拡大したため、平成17年3月の追加指定に併せて「大友氏遺跡」に名称が変更された。

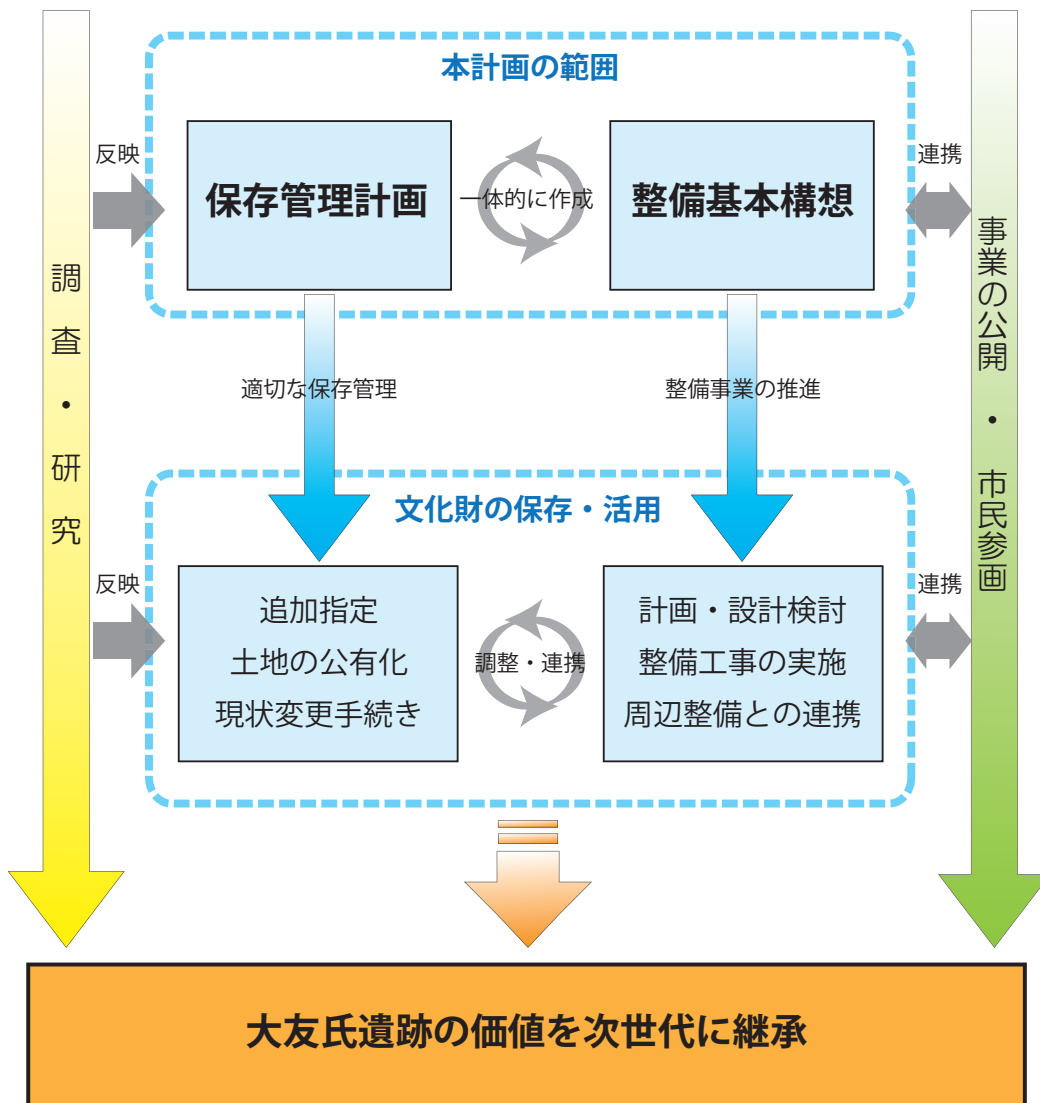
本市では、この大友氏遺跡を文化財として保存すると同時に、地域の歴史と文化を知り、魅力的で個性あふれる県都大分市の「顔」づくりに欠かせない資産であるという認識のもと、平成18年3月には大友氏館跡歴史公園として都市計画決定を行った。その後も、中心市街地における再開発事業との調整を図りつつ、史跡の範囲拡大と公有化事業を推進し、あわせて都市計画における都市公園の範囲の確定も進めてきた。平成20年には大友氏遺跡体験学習館を開館して、中世豊後府内の実像を探ってきた成果について、その一部を現地で常設展示・紹介できるようになった。

このように、大友氏遺跡の価値が次第に明らかとなり、戦国時代の豊後府内や大友宗麟の歴史像に対する市民の関心も高まりつつあることから、魅力ある地域づくりや観光活用を視野に入れた大友氏遺跡の在り方については、市の各種計画においても重視されつつある。平成25年3月には、市制100年を機に、大友宗麟をテーマに大分市の歴史や魅力を情報発信する「大友宗麟プロモーション」を提唱し、必要とされるソフト・ハードの様々な方策をとりまとめるに至り、すでにいくつかの事業が始まったところである。

2. 計画策定の目的

大友氏遺跡保存管理計画（以下、本計画とする。）は、国指定文化財である史跡大友氏遺跡の適切な保存・活用を行い、その価値を次世代へと継承することを目的として、保存管理を実行するための行政上の長期的な指針を定めるものである。あわせて、大分市の個性と魅力を代表する大友氏遺跡を歴史公園として公開活用するため、その実現にむけた整備基本構想としての役割も果たすものとする。

本計画を行政上の指針とすることにより、大分市と関係者との協力のもと、大友氏遺跡における調査・研究や市民参画も含めた文化財保護について、万全を期するものである。



図序 -1 本計画の位置づけ

3. 計画の対象範囲

本計画の対象とする大友氏遺跡は、大分県大分市に所在し、大友氏館跡・旧万寿寺地区・唐人町跡・推定御蔵場跡・上原館跡からなる。

このうち、大友氏館跡・旧万寿寺地区・唐人町跡・推定御蔵場跡は、大分市の中心市街地の東部、大分川の左岸に位置している。J R大分駅から東に約 1.0km 離れており、大分市顕徳町、大字大分、六坊北町に所在する。

上原館跡は、大分川左岸を東西方向に伸びる上野台地東部の北端に位置している。J R大分駅から南東に約 1.2km 離れた大分市上野丘西に所在する城館跡である。

本計画における大友氏遺跡とは、史跡指定された範囲と、大友氏遺跡として保護すべき範囲（史跡指定の予定地）を含めたものとする。

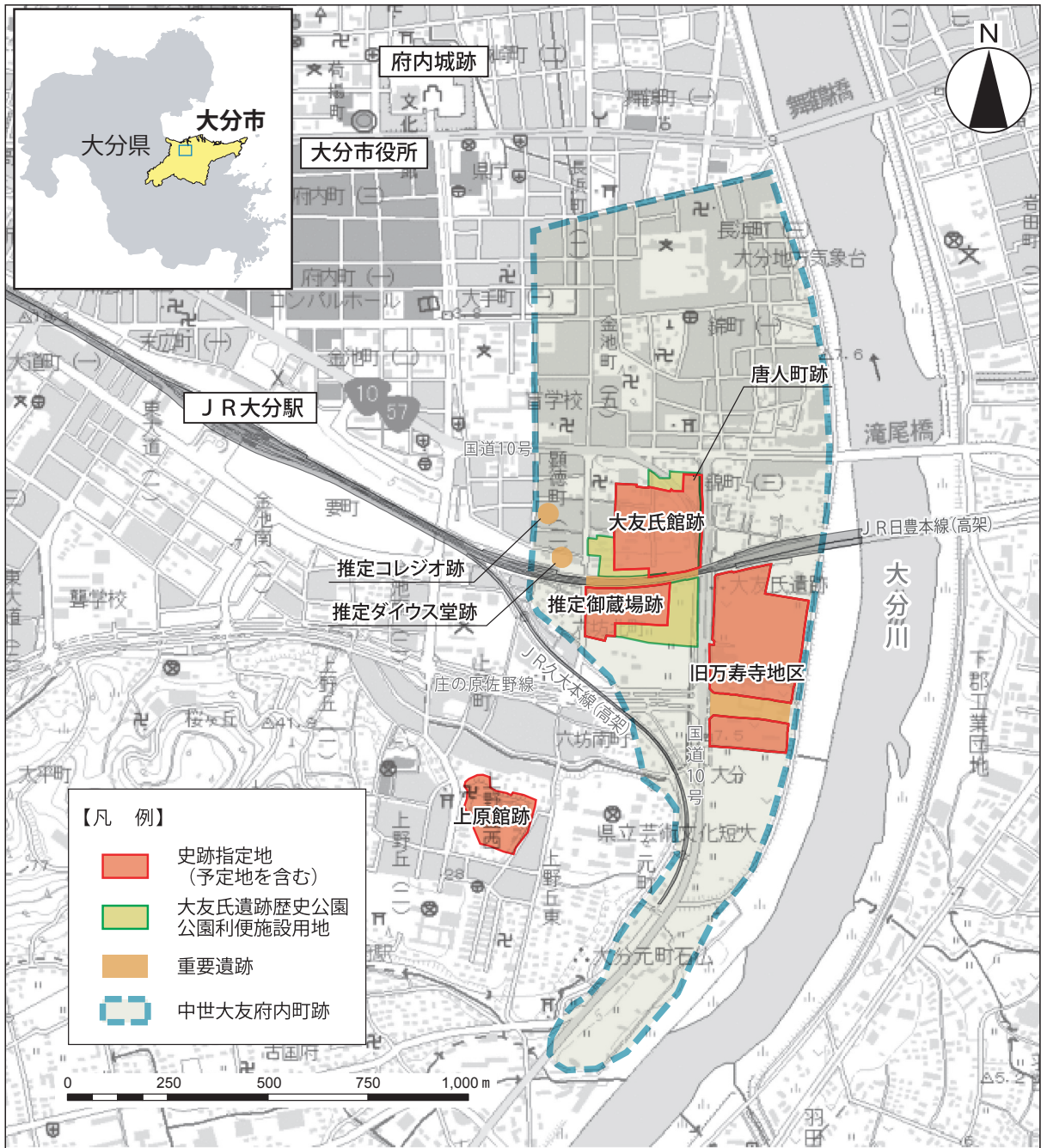
また、大友氏遺跡の周辺部には、史跡の本質的価値に密接に関連し、保存活用においても一体で取り扱うべき土地が含まれている。このため、以下の3項目に該当



図序－2 大友氏遺跡の位置

する土地は、史跡の周辺地域として保全を検討すべき対象範囲とする。

- ①史跡指定地に隣接する土地で、都市公園決定し歴史公園の利便施設用地と位置づける区域
- ②重要遺跡（今後の調査の進展によって史跡の追加指定を検討する地域）
- ③埋蔵文化財包蔵地（中世大友府内町跡）であり、豊後府内の町割りが継承されている範囲



図序 - 3 本計画の対象範囲図（広域図）

4. 計画の見直しについて

本計画は、文化財としての保存管理を定めた計画として、長期的・普遍的な内容を含んでいる。

しかし、今後の学術的な進展、社会情勢の変化、整備事業の進捗等によりこれらを勘案した見直しが必要となることも想定されることから、概ね10年～15年経過した時点で必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。